

公示・公告の類型・掲載根拠・法的効果等

資料2-1

掲載項目	類型	官報に掲載する根拠	官報に掲載することに伴う法的効果等	官報を電子化した場合の考え方 (公にされる時点に関する考え方)
告示	①いわゆる法規たる性質を有する告示	法規として官報に掲載	○周知の擬制の機能 ※正本機能も有すると考えられる	○引き続き、周知の擬制の機能を有する ※法規については正本機能も有する
	②個別の事案において国民の権利義務に影響する法的効果を生じさせる告示	国家行政組織法等 ・ 個別法令	○周知の擬制の機能	「官報の発行が行われた時（官報に記録された情報がインターネットにより送信可能化された時点。以下同じ。）」をもって公にされたことになる
	③法的効果を生じさせない告示		○国の活動等を国民に公示する手段としての機能 ※官報掲載により法的効果は生じない	○引き続き、国の活動等を国民に公示する手段としての機能を有する ※官報掲載により法的効果は生じない
法定公示・公告	①利害関係人の権利関係を適切に調整するためのもの	個別法令	○個別法令において定めるところにより、官報掲載により法的効果が生ずる ※周知の擬制の機能は有しない ※他の手段（日刊新聞紙等）により法的効果を生じさせるものもある	○引き続き、個別法令において定めるところにより、官報掲載により法的効果が生ずる 「官報の発行が行われた時」をもって公にされたものとするを基本とする
	②所在等が不明な者に対する通知手段のためのもの		※告示③と同様に、法的効果は生じない	※告示③と同様に、法的効果は生じない
	③一定の事実等を周知するためのもの		※告示③と同様に、法的効果は生じない	※告示③と同様に、法的効果は生じない
その他官報に掲載することができる事項	①国の機関が公にする事項であって官報発行機関が定める基準に適合するもの	官報発行機関が示す基準	※官報掲載により法的効果は生じない	※官報掲載により法的効果は生じない
	②公の機関又は私人が公にする事項であって官報発行機関等の承認を得たもの	官報発行機関の承認		

【基本的な考え方】

1. 官報は、インターネットによる方法以外にも閲覧が可能となるような措置をとる（官報記録事項記載書面等）。
2. 官報発行機関等においては、①発行後の通信障害等による閲覧不能、②発行後の改変、③発行の遅れ等に係る問題が生じないように、最大限の措置をとる。
3. 万一、事象が生じ、影響があり得る場合は、個別の法令の規定・趣旨を踏まえ、個別具体的な判断が行われる。（官報の法制度で一律の対応は定めない）
4. 官報発行機関等は、対応の周知や、3の判断等に資するよう情報提供を行う。

事象	予防等	生じた場合の考え方	生じた場合の周知・情報提供
発行後の通信障害等	<ul style="list-style-type: none"> ○サイバーセキュリティ、冗長性の確保による通信障害等の発生予防 ○発行時からダウンロード可能 ○官報記録事項記載書面が閲覧可能 →周知可能性は継続 	<ul style="list-style-type: none"> <法令・告示等の効力> ○影響はない <公示・公告の効力(期間があるもの)> ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○通信障害等が生じた旨、閲覧するための代替手段について周知 ○事後、通信障害等が生じた期間をウェブサイトに掲載
発行後の改変	<ul style="list-style-type: none"> ○サイバーセキュリティ、電子署名、タイムスタンプによる改変予防 ○改変された場合は、その旨が明示されることを周知 ○発行時からダウンロード可能 ○官報記録事項記載書面が閲覧可能 	<ul style="list-style-type: none"> <法令・告示等の効力> ○影響はない <公示・公告の効力(期間があるもの)> ○周知可能性の継続を踏まえ個別に判断 <誤信して行動した者の保護> ○改変予防措置がとられていること等を踏まえ個別に判断 	<ul style="list-style-type: none"> ○官報の改変を確認した後、直ちに削除し、真正な官報を掲載 ○事後、改変されていた期間や内容をウェブサイトに掲載するとともに、一定期間、官報に掲載 ○官報発行機関等が公表している真正な官報を確認することを周知
発行の遅れ(発行日の遅れ)	<ul style="list-style-type: none"> ○代替措置を当日中に講じることができるとする体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> <法令・告示等の効力> ○公布日・告示日・起算日等が遅れる <公示・公告の効力(○日前まで公告)> ○個別の法令の規定及び趣旨を踏まえ個別具体的な事情に応じて判断 	<ul style="list-style-type: none"> <公示・公告の効力(○日前まで公告)> ○当初の官報発行予定日を官報に掲載